

## 沖縄県障害者雇用推進企業登録制度実施要綱

### (通 則)

第1条 この要綱は、沖縄県障害者雇用推進企業登録制度の実施に関し必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 障害者雇用実績のある企業（以下「応援企業」という。）と、障害者雇用に取り組みたい企業（以下「チャレンジ企業」という。）の登録制度を実施することで、登録企業の情報を発信すること等による県民への障害者雇用の理解促進を図るとともに、登録企業間のネットワークを構築し、障害者雇用の推進に資することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 応援企業は登録内容に基づき次の活動を行う。

- (1) 取組み事例の提供
- (2) セミナー等における事例の紹介や講演
- (3) 学校や支援機関の就職支援における助言
- (4) 障害者の職場見学や実習の受入
- (5) 他の企業等の職場見学の受入
- (6) チャレンジ企業への助言
- (7) その他、障害者雇用の推進に資する活動

### (県の支援)

第4条 知事は、登録企業に対し、次の支援を行う。

- (1) 応援企業へ別記ロゴマークの配付
- (2) 登録企業間の情報交換の場の設定
- (3) 県ホームページ等における企業情報や応援企業の取組事例等の紹介

### (登録の要件)

第5条 知事は、県内に本社を有する企業、または、県外に本社を有する企業が県内に設置する事業所で、次の(1)から(3)に掲げる要件を満たす場合、応援企業またはチャレンジ企業として登録することができる。

#### (1) 共通事項

次の要件を全て満たすこと。

- ア. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う企業または事業所でないこと。その他適切でないと判断される営業でないこと。
- イ. 暴力団と関係する企業または事業所でなく、かつ、役員等が暴力団と関係を有していないこと。
- ウ. 過去3年間における労働基準法等の労働関係法令、その他の法令に係る重大な違反が

ないこと。

(2) 応援企業

応援企業は、次の要件を全て満たすこと。

- ア. 県内の障害者雇用を推進する意志を有し、第3条に掲げるいずれかの活動内容について応援できること。
- イ. 過去3年間、6月1日時点の常用雇用労働者に占める障害者の割合が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第9条で定める雇用率(法定雇用率)以上となる障害者を雇用していること。ただし、その算定に就労継続支援A型事業所の利用者は含まないものとする。

(3) チャレンジ企業

チャレンジ企業は、障害者雇用に取り組む意志を有すること。

(登録の申請)

第6条 登録を申請する企業は、「沖縄県障害者雇用推進企業登録申請書(様式1)」(以下「申請書(様式1)」という。)に必要な書類を添付し、知事に提出するものとする。

(登録の決定)

第7条 知事は、登録を決定した場合は、申請企業に対し、沖縄県障害者雇用推進企業登録証(様式2)」(以下「登録証(様式2)」という。)を交付し、応援企業として登録が決定した申請者に対しては、併せて別記のロゴマークを配付するものとする。

(登録の期間と更新)

第8条 登録の期間は、登録日の属する年度から起算して3年目の3月31日までとする。

- 2 登録期間満了後も引き続き登録を受けようとする企業等は、登録期間が満了する1ヶ月前までに、「申請書(様式1)」に必要な書類を添付し、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項により更新の申請があり、申請者が登録の要件を満たすと認められる場合は、前条の規定に基づき、「登録証(様式2)」を交付するものとする。

(登録の変更等)

第9条 登録企業は、次の各号について変更があったときは、「沖縄県障害者雇用推進企業登録内容変更届(様式3)」により、知事に届け出なければならない。

- (1) 企業・事業所の名称
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 登録の種類(チャレンジ企業から応援企業へ)
- (5) 活動内容(応援企業)

- 2 登録企業は、登録の要件を満たさなくなったとき、または登録継続の意志を失ったときは、「沖縄県障害者雇用推進企業登録辞退届(様式4)」に、知事から交付された登録

証（様式2）を添付し、知事に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第10条 知事は、登録企業が登録の要件を満たさないことが明らかになったとき、その他登録企業として適当でなくなつたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録の取消をするときは、理由を付して登録企業にその旨を通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成30年10月1日から施行する。

（別記）

ロゴマーク及び愛称

